

## 国民からの意見一覧

(事務局において、「民間団体への援助に関する検討会」に関する意見を抽出し、一部要約等して記載)

| 番号 | 意見要旨            | 内 容  |
|----|-----------------|--|
| 1  | 支援センターに対する財政的援助 | <p>今から12年前に発生した「地下鉄サリン事件」当時の警察庁長官であった國松孝次氏は、当時を振り返って、「その10日後に起きた警察庁長官襲撃事件は、私自身が被害者であっただけに深刻な思いがあるが、事件そのものから受けた衝撃は地下鉄サリン事件の方が遙かに大きい。」「どんな犯罪もそれなりの理由があって起こるとい時代が変わり、理屈も何もない全く不条理な犯罪が起こってくる時代がやってくる。今、自分はそういう時代の転換期に立っているという名状しがたい緊迫感がわき上がってきたことを今でも覚えている。」「今、犯罪被害者基本法の成立を受けて、犯罪被害者のレベルアップが期待されているが、そこでの検討は、こうした犯罪態様の変質を十分に踏まえて行わなければならない。」と記されております。</p> <p>國松元長官の記されたとおり、昨今毎日のように報道される凶悪事件のほとんどが、正に「不条理な犯罪」であり、理由なきままに被害者となった方々に対する支援は国、地方、そして民間団体が連携を密にしなが具体的で実質的なものでなくてはなりません。そして、私たち民間の支援センターとしての役割も今後さらに深く、心のこもったものでなくてはならないと、その責任の重さを再認識しているところであります。そしてその責任を果たすためにも、その原動力となるべき人材と財政的支援を、貴検討会の最終取りまとめに際し、強く求めるものであります。</p> |
| 2  | 自助グループへの財政的援助   | <p>交通事故被害者自助グループを立ち上げて4年を迎えました。2か月に一度の会合にも場所探しや会合のお便りにも個人的出費で補っています。交通事故は犯罪と認識されない社会に対して被害者遺族の声を一般の方々に届けたいと願っています。</p> <p>私の長男は、道路右側を歩行中に車に跳ねられ亡くなりました。交通事故を犯罪と位置づけるには相当の無理がありますが、理不尽な子供の死を簡単に受け入れる事は遺族には不可能です。県内の遺族に自助グループの存在を知っていただきたい、その遺族の声を届けたい、これが目的です。支援とは程遠いのですが、行政の支援センターでは「理不尽な事故と分かっても交通事故に対して犯罪性を認めない」また「支援センターの体質では遺族の痒いところに手が届かない」と思います。自助グループの皆さん方への通知に関する文書の作成・印刷・封筒代・切手代の僅かなお金ですが、支援を待っています。</p> <p>長男が亡くなった当時何処にたよれば良いのか分からなかった当時を思い出します。多くの交通事故遺族への支援を期待します。私の考える交通犯罪は加害者が起訴された時点で線引きしています。交通犯罪は本当に難しい線引きが求められると思いますが、その原因の一つに社会的道義の矛盾とそれが原因となる道義的責任が忘れられている事もあると考えています。「交通事故だから仕方がない」では済まされないと確信します。</p>   |
| 3  | 人件費への財政的援助      | <p>「人件費」への財政援助が不可欠である。事業充実のための援助拡大はもちろん必要であるが、現在、十分な支援活動が実施できない背景には、十分な人材を確保できない財政面での問題がある。支援活動には多岐にわたる専門的な知識や経験が求められるため、無償あるいは低賃金のボランティアで担うのでは、様々な問題も生じ、支援の質の低下を招く。さらに、有能な人材がいても、十分な賃金待遇、身分保障がされなければ、人材も定着せず現状の問題の根本的な問題解決には到底ならない。</p>   |
| 4  | 管理費への財政的援助      | <p>私は、被害者支援のための民間団体の設立運営、ボランティアスタッフの養成、現場での支援活動などに従事してまいりました弁護士です。現在、国会において審議中の刑事訴訟における被害者参加制度が開始される時には、広く当該事件の被害者の方全てに対し、弁護士だけでなく民間の支援者がきちんとしたサポートを行うことが不可欠となります。事件直後の混乱した状況の中で、刑事手続きへの関与をするかどうか、どのような関与をして行くかを、被害者や遺族が適切に判断して行くことは、そもそも容易なことではなく、まして、犯罪被害直後の精神的にも容易ならざる状況の下においては、適切な民間支援のサポートなしに刑事手続きへの参加についての判断を、適切にして行くことは不可欠であるといっても過言ではありません。</p> <p>しかしながら、本県においても、また、全国的に見ても被害者参加制度が実施された場合に、全ての対象案件に適切なサポートが出来るような、人的体制を整備できている民間団体は未だ存在せず、現在の民間支援の2倍以上の人員の拡充が必要になると考えます。このような点に対応できるように、民間支援団体への財政的援助には特段の配慮をお願いしたいと思っております。</p>   |

| 番号 | 意見要旨  | 内 容  |
|----|---|--|
|    |   | <p>また、民間団体への援助においては、事業費だけではなく、管理費への援助についても、公費による援助が不可欠と考えます。民間団体として自助努力は最大限必要ではありませんし、広く市民等からの会費・寄付等により運営されることは、民間団体としての自主性を維持して行くために不可欠であるからであります。しかしながら、その一方で寄付による収入といったものは、ことの性質上変動があり、常に必要な管理費相当額の寄付が得られるとは限らない面があります。従いまして、管理費についても、公費による援助を受けられるよう制度設計をしていただくことが、安定した支援活動の継続に不可欠なものであると考えます。</p>   |
| 5  | <p>・事業に伴う人件費への援助<br/>・国民運動の内容を具体的にしてほしい</p> | <p>私たちは、早期支援団体になろうと必死にがんばっているNPO団体です。この種の団体にはお金がないのが常ですが、私たちも、資金難におちいっており、財政的支援をして欲しいのです。せつかつもりあがっている犯罪被害者支援の運動を消さないためにも、それが重要です。「民間団体への援助に関する検討会中間とりまとめ」を読んで</p> <p>援助の対象として、事業そのものに対しては、財政的支援をするが、人件費そのものはださないというスタンスですが、しかしわれわれは、人件費そのものが捻出できなくていま苦労しているのです。それで、少なくとも事業自体にともなう人件費は財政的援助をするということを理解してほしい。私どものような小さな団体では、事業にともなう人件費と事務局の人件費とはそんなに簡単に区別できるものではないのですが、これから、この仕分けをきちんとして少なくとも事業にともなう人件費については財政的支援をお願いしたいと思います。</p> <p>中間とりまとめの中で、地方公共団体が、犯罪被害者支援に関するその行政事務を被害者支援センターに委託する事業として、行政事務費用を予算化して、配分することを「検討」すべきであると書いてありますが、このことは、支援センターに対する財政的支援の根拠として非常に重要と考えますので、単に「検討する」というのではなく(消えるおそれがある)、「実施すべきである」としていただきたいのです。</p> <p>とりまとめでは、民間資金を活用する項目のなかで、「犯罪被害者支援を促進する気運をより一層醸成するための国民運動を展開する」と書いてあるが、抽象的な表現ではなく、より具体的な取り組みをしてほしいのです。このままでは、どこまでそれができるか意味がわかりません。</p> |
| 6  | <p>公的財政による専従職員の確保</p>                       | <p>私は民間センターのスタッフの一人です。日々相談を受け、相談者と一緒に悩み苦しみながら、すこしでも相談者の回復につながればと奮闘しています。回復への長い共同作業には思う以上に時間を割かれます。知識も必要です。被害者にしっかりと寄り添うには、専門性と継続性を備えた専従職員が不可欠です。ボランティアだけでは無理です。社会の責任として、公的財政による専従職員の確保を切に望みます。</p>   |
| 7  | <p>全国どこでも平等な支援が受けられるような経済的基盤づくり</p>         | <p>私たちは犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けている被害者支援団体で活動している犯罪被害相談員です。私たちは、日々寄せられる被害者や被害者遺族からの相談に電話や面接で応じています。被害者等の回復のため早期支援を目指し、被害から早期の段階での信頼関係の構築に努め、司法機関や病院での付き添い、法律相談の援助、関係機関との連絡調整、買い物などの家事支援及び引越しのお手伝いなどを無償のボランティア支援員と共に行っています。</p> <p>被害者等の回復までの道のりは千差万別で、ひとつとして同じ支援はなく相談員や支援員は試行錯誤の連続です。また、被害の傷は時間と共に薄れても、心の傷は一生消えることはありません。したがって、支援は一生続くといっても過言ではないのです。しかし、私たちが支援させていただいているのは氷山の一角に過ぎません。まだまだ、水面下で苦しんでおられる方が大勢いると思います。</p> <p>被害の傷を重症化させないためには早期支援が不可欠であり、そのためには援助者＝マンパワーの質、量の確保が欠かせません。つきましては、日本全国どこで被害を受けようとも、平等な支援を受けられるよう官民連携してのネットワーク作り、経済的基盤作りを早急に求めます。今ここでこうしている間にも被害に遭い泣いておられる方がいらっしゃいます。どうか、声なき声を汲み取っていただけますようお願いいたします。</p>  |

| 番号 | 意見要旨   | 内 容  |
|----|--|--|
| 8  | <p>・複数の公的な財政的措置の途を開くこと<br/> ・核となる専従スタッフと運営資金及びそれとともに行動するボランティアと事業資金への財政的援助</p> | <p>平素より犯罪被害者支援活動について行政の立場から、ご理解ご指導をいただきありがとうございます。支援活動につきましては「犯罪被害者等基本法」が制定され、国民的な理解が深まってきていますが、支援の担い手になっている私たち民間ボランティア団体の運営事業は、財政的には大変厳しい状況に置かれています。</p> <p>支援活動に対する社会的なニーズは、着実に高まり広がっています。そうした中でセンター運営事務局として痛切に感じていることは</p> <p>「支援は人なり」<br/> 「人あつての事業である」</p> <p>の2点です。それを最終的に支えるのは、やはり財政です。基本法には「財政の改善」へ大きな期待を寄せていましたが、社会的な要請に基づく支援事業を展開するには不十分といわざるを得ません。</p> <p>そこで、警察予算だけでなく関係全省庁および全自治体にわたる政策展開により支援活動を充実させていく方策として、複数の公的な財政的措置の途を開いていただくことを強く要請いたします。具体的には、地方行政事務の窓口委託など、私たちの民間のノウハウを生かした、被害者のニーズに応える施策です。</p> <p>また、先進の欧米のように核となる専従スタッフと運営資金、それと共に行動するボランティアと事業資金という、まさに人材と資金の裏付けが急がれます。国、地方自治体、それに支援ボランティアが一体となった財政的支援システムの構築を人、モノ、事業にわたって配慮されるよう強く要請いたします。</p>  |
| 9  | <p>民間支援団体に対する具体的かつ弾力的な財政的援助システムの早期構築</p>                                       | <p>私たちは、「被害者の声を原点に、被害者第一」をモットーに活動を重ねてまいりました。欧米等の被害者支援先進国に学びながら、日本の風土や文化に合った被害者支援を模索しつつも、先進国に負けない犯罪被害者の権利回復に民間機関として先駆的な声をあげ続けてまいりました。発足当初は各支援センターとも犯罪被害者に対しての「心理的な支援」である電話・面接相談を主として活動してまいりましたが、多くの被害者団体の結成や声なき声を持つ被害者の方々との出会いの中から、各種機関への付添いや生活支援などの被害者の方と支援者が直接会って行う「直接的支援」の重要さが認識され活動の大きなウェイトを占めることとなり現在に至っています。特に被害直後からの「早期の直接的支援」は被害回復にとって有用であり、各支援センターとも犯給法の定める「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けるべく日夜努力をしています。</p> <p>しかし、加盟団体の実態はすでに指定されている支援センターも含め殆どの団体が安定的かつ恒常的な財源の確保ができず財政的に運営困難な状況もしくは将来的な財政不安を抱え活動しています。民間の財団等からの援助に頼っている支援センターが多いのも事実です。またその支援の内容の専門性、多岐及び長期にわたる活動から人材の育成確保にも苦労しており、発足当初からの熱意ある少数スタッフの献身的・自己犠牲的活動に支えられて運営しているのもまた事実です。</p> <p>私たちは、今後ますます多様化する被害者ニーズに応えるべく全国全ての都道府県に犯罪被害者等早期援助団体の設置を緊急の課題として活動しておりますが、将来的には被害者の支援にあたる支援者、相談員等のレベルの確保・向上のための研修機関としての役割、また調査研究・政策提言機関としての役割そして全国の支援センターの活動を財政的に支える基金的機関としての役割を求められているものと考えています。アジアの国々に先がけ被害者支援先進国に負けない基本法を持った国の責任として実効ある施策の展開と民間被害者支援団体及び被害者団体に対する具体的かつ弾力的な財政的支援システムの早期構築を強く求めます。</p> |
| 10 | <p>事業に伴う人件費、面接相談室部分、電話相談室部分への財政的援助</p>   | <p>「民間団体への援助」について行革の時代に、民間団体の運営費に公費を支出するわけにいかないのはわかります。が、「犯罪被害者支援」のように、「地味で暗い」と思われるテーマに一般人や民間企業がそうお金を出すはずもありません。おそらく民間支援団体にとっては、この運営費(事務員人件費や家賃)の負担が組織の存亡に関わる一番困難な事だと思えます。現実には、事業(相談業務も直接的支援も)をすれば、それに伴う事務作業が発生します。審査を甘くするという意味ではなく、厳格な審査を前提に、事務員人件費の内の事業に伴うと見られる部分、家賃で言えば事務室はだめでも面接相談室や電話相談室部分の家賃などを公費で助成するなどの措置を取って行くべきだと思います。(早期援助団体やそれをめざす団体に対し)</p>   |

| 番号 | 意見要旨  | 内 容   |
|----|---|---|
| 11 | <p>・早期援助団体を目指す団体に対する「運営費の一部援助の検討」、「事業費は国が補助」するとの提言</p> <p>・援助の流れの仕組みを抜本的に変えるか、新たな仕組みの構築を検討することや国が中心となって取り組むことについて提言を求める</p> | <p>1 総括意見<br/>民間団体の活動の意義等については、高く評価され期待されていることが強く感じられた。しかし、援助のあり方や援助拡充の方向性については抽象的な表現が多く、援助についての積極的な意志が読み取れず物足りない。</p> <p>2 第1関係<br/>ボランティアの活用によりコスト削減が図られるが、ボランティアの担う役割の重要性やその活用等の今後の方向性、また、削減分の何割かを、ボランティアの研修費、活動費等の援助に充てるなどを明記した提言を望む。</p> <p>3 第2関係<br/>独立した組織として活動している民間団体に対し、事務所借り上げ費等の運営費を援助することはハードルが高いと思われるが、国等の本来事務の隙間を埋める活動を推進しており、早期援助団体を目指している民間団体については、「運営費の一部援助の検討」と「事業費は国が援助する」との明確な提言を望む。</p> <p>4 第3関係<br/>地方公共団体の多くは、他に優先課題が山積しており、民間団体への援助の必要性は認めるが十分に援助する余裕がないのが実情である。提言のように、都道府県警察費補助金の拡充に努め、国が地方に対して要請を強めたとしても、どれほどの効果があるか疑問である。援助金の流れの仕組みを抜本的に変えるか、又は新たな仕組みを構築する等を検討するとともに、民間団体への財政的支援については国が中心となって取り組むことについて踏み込んだ提言を望む。</p> <p>5 当センターの現状と援助の拡大・充実への期待<br/>当センターでは、会費、賛助会費、寄付金・募金等により活動資金を確保しているが、各団体とも十分な理解を示してくれるものの、企業等の業績によっては会費納入が中断したりしており、安定的な活動資金の確保が最大の課題となっている。今年度から県予算で被害者相談等の委託費が措置される見込みであり、今後は、市町村等にも活動資金の補助等について働きかけを進め、官、民、地域が連帯して犯罪被害者を支援する社会を目指したいと考えている。当センターとしては、引き続き運営資金確保について努力を続けていくが、国をはじめとする関係機関の援助が、より一層、拡大・充実することを期待する。</p> |
| 12 | <p>国からの財政的援助</p>  | <p>私は、被害者支援センターの犯罪被害相談員です。私は、平成13年5月から電話相談員として関わりを持つようになりました。そして現在は、被害者などへの直接的支援も関わっております。被害者やその家族・遺族の方々のニーズも多種多様となりつつあります。1日も早く立ち直って欲しいと他のスタッフやボランティアと協力し、二次被害に細心の注意を払いながら日々新たな気持ちで被害者支援に携わっております。私たちが支援にひたむきに頑張っているのは、実は少数のスタッフや同じ気概を持っているボランティアの献身的な努力があってのものと思います。当センターへの県からの助成や補助金の交付は、平成18年度を持って終了したと聞きました。19年度は寄付金や会費の繰越金でやりくりするとの本年度総会での予算案の説明でありました。自助努力にも何れ限度があり財政的破綻に陥らなければと私たち仲間同士危機しているところでございます。</p> <p>全国被害者支援ネットワークが立ち上げられ、全国一律に等しく基本法の理念を実現し、被害者支援を行うためには、国からの財政的措置が是非必要ではないかと考えます。当センタースタッフは、少しでも多くの寄付金を集めようと努力し、国税庁長官の「認定NPO法人」資格を取得いたしました。</p> <p>又公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けようと、スタッフも我々相談員も目標を持って取り組んでおります。そうなれば尚のこと公的認知度が高くなります。公安委員会指定となれば「犯罪給付金申請補助業務」も業務の一環となります。半分公務が追加される感じです。是非公的財政支援についてご配慮いただきたいと存じます。</p>   |
| 13 | 同上  | 同上  |
| 14 | 同上  | 同上  |
| 15 | 同上  | 同上  |

| 番号 | 意見要旨                       | 内 容   |
|----|----------------------------|---|
| 16 | 同上                         | 同上  |
| 17 | 同上                         | 同上  |
| 18 | 同上                         | 同上  |
| 19 | 同上                         | 同上  |
| 20 | 同上                         | 同上  |
| 21 | 同上                         | <p>私は、被害者支援センターで勤務させていただいております。先ず感じましたことは、ボランティア相談員の献身的な犠牲者精神の上に成り立っているということを感じました。他人のことに此処まで親身に奉仕できるのかと言うことです。相手の要求(?)は千差万別です。じつと耐えて怒りたくなるような要求もあります。自分で出来ることではないかと思えるような要望もあります。</p> <p>此処まで精神を鍛え上げた養成講座・研修その他自分で学習して知識を得、電話や面接相談に生かし、裁判付き添いや病院付き添いを何気なくこなしております。研修費用は、ボランティアの自分持ち。出て来れば1日ないし半日をつぶし、月に1から3日無料奉仕しております。頭が下がります。それだけに私の報酬は前職に比べ半額以下になりましたが、国税庁の「認定NPO法人資格」を得ること、公安委員会の「早期援助団体指定」を受けることを目標に今まで取り組んで参りました。犯罪被害相談員の姿を見ておれば必然とそのような気持ちにさせられたのです。</p> <p>ですが、ひたむきに頑張っているのは、実は少数のスタッフや同じ気概を持って頑張っているボランティアの力があってのものと思われれます。その運営にはやはり少なからず財政基盤が求められます。賛同して下さる会員の会費や寄付金と県から助成や補助金、赤十字からの援助金でした。当センターの県から助成や補助金の交付は終了いたしました。19年度は寄付金や会費の繰越金でやりくりすることになります。自助努力にも何れ限度があり財政的破綻に陥らなければと危惧しているところでございます。</p> <p>全国被害者支援ネットワークが立ち上げられ、全国一律に等しく基本法の理念を実現し、被害者支援を行うためには、国からの財政的措置が是非必要ではないかと考えます。当センタースタッフは、少しでも多くの寄付金を集めようと努力し、国税庁長官の「認定NPO法人」資格を取得いたしました。第1の目標はクリアいたしました。</p> <p>次は、県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けようと、スタッフも我々相談員も目標を持って取り組んでおります。そうすれば尚のこと公的認知度が高くなります。公安委員会指定となれば「犯罪給付金申請補助業務」も業務の一環となります。半分公務が追加される感じです。是非公的財政支援についてご配慮いただきたいと存じます。</p> |
| 22 | 事業に伴う人件費への財政的援助            | <p>現在、電話相談・直接支援・自助グループ等々の活動を行っています。それぞれに委員会を持ち、メンバーの連絡・委員会活動の記録・パンフレット作成などの事務業務が伴います。これらの事業を活発に充実するために事務業務を遂行する事務員の人件費は、事業費と認めて頂きたいと思えます。</p>   |
| 23 | ・公的財政による専従職員の確保<br>・交通費の支給 | <p>私たちボランティアスタッフは、支援センターの相談員と連携をとりながら隣人として生活支援など被害回復のためのサポートをしています。その視点で見ても相談員や事務局のスタッフは、「仕事はプロでもボランティア」が実態です。犯罪被害者の側に立った支援を提供できる組織の核には、専門的かつ継続的な専従職員が必要不可欠です。被害者と加害者を生み出した社会の責任として、専従職員の確保のために公的財政支援を望みます。真の被害者支援はボランティアだけでは無理です。具体的には、保護司のように実費弁償費として、交通費だけでも提供して欲しいです。また、私たちの研修のための機関と基金があれば、時代の流れによって変化する犯罪の種類に速やかに追従できる組織的な犯罪被害者支援のレベルを恒久的に維持・運営することができるのではないのでしょうか。</p>   |

| 番号 | 意見要旨                            | 内 容   |
|----|---------------------------------|---|
| 24 | 財政的援助のシステムの構築を人、もの、事業にわたって求めるもの | <p>私は被害者支援センターで活動している犯罪被害者相談員です。私たちの活動は多岐にわたり、息の長いものです。被害者との関係作りに始まり、司法機関や病院への付添、地域や学校、行政機関との連絡調整、そして日々の生活支援など、他のスタッフやボランティアと調整しながら活動を行っています。二次被害に細心の注意をしながら、被害者の声をもとにした、回復への共同作業は長い月日に渡ります。このような支援が提供できる相談員になるためには、多くの時間が必要で、現状は特定のスタッフのがんばりで運営しているのが実情です。基本法の求める全国どこでもシームレスな支援を実現するには、段階に応じた養成課程とそれを運営する機関、そして全国津々浦々のセンターを財政的にバックアップする官民上げてのシステム構築が早急に必要です。私たちは、ボランティア精神と正義感に基づく志を持って活動していますが、財政的支援システムの構築を人、もの、事業にわたって求めます。被害者に一日も早く笑顔が戻るように！</p>  |
| 25 | 中間取りまとめの着実な実行                   | <p>一番検討して頂きたいことから述べます。まず、犯罪被害者は日本国のどこで被害を受けても誰でも同じようにその人権が守られなければなりません。センターが実際に活動するためには、被害者の身になって感じ、考え、行動できる専門のスタッフが複数人常勤で居なければなりません。社会奉仕の志ある多くのボランティアを取りまとめ、事件に対応して配置できるように、スタッフが計画し、行動するのです。そのためには、国の一般財政からの資金が幾ら必要か検討しなければなりません。センターの宣伝をし、ボランティアを集めることは民間でなんとかできるとしても、活動するための費用は国が責任を持たなくてはなりません。複数の常勤の専門職の給与は全国的にはどれほど掛かるか試算すること。また、事務用機器はもちろん、通信費や交通費や場合によっては宿泊費などの活動費用、それに伴う広報宣伝費用がなくてはボランティアがいくら集まってくれても実際の活動は思うようにならないのです。</p> <p>その意味で「経済的支援に関する検討会」中間報告の被害者への経済支援を「現状より手厚いもの」にするという提言は賛成で、是非実行に移して戴きたいのと同時に、「民間団体への援助に関する検討会」中間取りまとめの提言は是非実行に移して戴くようご検討をお願いします。</p>   |
| 26 | 支援者の研修のための公的機関の設立、運営のための資金援助    | <p>私は、地方の民間被害者支援センターで活動している犯罪被害者支援ボランティアです。当センターが開設されて年を追う毎に、被害者支援も益々多岐に渡るようになり、研修も追いつかなくなってきました。被害者のお気持ちに応えられる質の高い支援の提供には、私たちの研修のための公的機関の設立とその運営のための資金が必要です。併せて、全国支援ネットワーク所属のセンターをバックアップする官民上げてのシステム構築が早急に必要です。</p>  |
| 27 | 管理費の一定部分への財政的援助                 | <p>県の犯罪被害者等支援施策の推進にあたり、日頃大変お世話になっております。「民間団体への援助に関する検討会」中間取りまとめ(案)について、メールさせていただきます。民間団体に対する財政的援助について、「中間とりまとめ(案)」では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、事業費を中心に検討することが適当</li> <li>・国は、地方公共団体の取組状況等を踏まえ、財政上の措置を講ずることを検討すべきとされています。民間団体は、活動の対価を被害者等に求めることはできず、財政的基盤を安定させることが構造的に困難な状況にあります。多くの団体では、より充実した被害者支援活動を実施するために、限られた収入・人材を支援事業に重点的に配分し、その結果、管理部門が疎かになる傾向にあります。</li> </ul> <p>しかし、民間団体の「支援事業の適正かつ確実な実施」、「自立した活動を展開していくための会費や寄付等民間資金の確保」、「適正な会計処理等団体の適正な運営」のためには、必要な人材を確保し事務局体制を整備する等、管理部門の充実が重要な要素となっています。</p> <p>「中間とりまとめ(案)」のとおり、民間団体は被害者支援において不可欠の存在であり、その活動の意義は大きいと考えます。管理費の充実は、団体活動の振興に重要な要素であり、全国の団体に共通した課題であることから、一定部分を国において率先して財政支援することが、犯罪被害者等支援の推進のため、極めて重要と考えます。県においても、警察本部からの事業費補助、庁舎の無償提供(管理部門への支援)、団体相談窓口のPR、市町村に対する団体支援の要請、相談員養成研修への協力等、必要な支援を実施しています。担当としても、更なる支援について検討していく考えですが、国の管理費に対する支援は、県の財政支援の拡充にも影響するものであり、是非よろしくお願ひいたします。</p> |

| 番号 | 意見要旨  | 内 容  |
|----|---|--|
| 28 | 提出者の所属する民間団体の活動状況等を紹介したものの                    | <p>当センターは、社団法人の許可を受け、年内にも「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を目指して活動しております。今回の「中間報告」を拝見し、被害者支援のための民間団体の果たすべき役割を深くご理解いただいておりますことに感謝しております。同時に、センターを運営するに当たって、財政面で困窮を抱えていることもご認識いただいておりますと受け止めました。</p> <p>当センターは、県、及び県内各市町村から助成を受け、活動の重要な原資となっておりますが、財政的に厳しい運営を迫られていることはご指摘のとおりであります。一方で、地方自治体の厳しい財政事情は当県も同様であり、また、大方の民間企業は「経費節減、原価低減」を経営の大きな柱としながら経済競争に立ち向かっているのが現状であることも認識しており、財政支援の上乗せを軽々に要望できないのが実情であると思っております。</p> <p>しかしながら、「犯罪被害者等基本法」「同基本計画」の諸施策が各方面で具体化しつつあるなかで、被害者支援の重要性、民間組織の必要性への理解が徐々に高まっていることも事実であると思えます。</p> <p>当センターは、被害者支援の諸活動、そのための相談員等の研修の充実とともに、民間団体の立場で、「なぜ被害者支援なのか」について広く県民に啓発する活動を充実させ、そのうえで財政的支援に協力いただけるよう努力して参りたいと考えております。</p> |
| 29 | 財政面からの一層の援助                                   | <p>当センターは、徐々に組織の存在が認識されてきたためか、取り扱い件数が増加してきました。電話相談された被害者から、長い間悩んできたことが払拭されたと感謝されるケースもあり、充実した思いで活動しております。今回の「中間報告」では、そうした民間団体の活動を正しくご理解いただいておりますと受け止め、感謝しております。</p> <p>同時に、センターを運営するに当たって、例えば、常勤の事務局員がほとんどボランティアに近い手当てでがんばっていることも見聞きしており、財政的な面で大変苦勞していると承知しております。</p> <p>自分の県の被害者支援活動、とりわけ民間団体によるきめの細かい活動は、これから更に充実させることが求められるものと思えます。国、地方公共団体の財政的な面からの一層の支援をお願いします。</p>  |
| 30 | 事業に伴う人件費・交通費の実費、事務所運営費への財政的援助                 | <p>民間犯罪被害者支援団体で支援活動員兼事務局スタッフをしています。公的財政支援がほとんど期待できない今、支援活動の傍ら様々な助成金に応募したり賛助会員の開拓に力を注いでいます。ほとんどの助成金は事業に対して出され、人件費や事務所経費には使えません。賛助会費は使途自由ですが、犯罪被害者支援自体、社会的に認知度が高いとは言えないため、多くの賛助会員を集め全ての活動経費を賄うのはとても困難です。</p> <p>支援活動はほとんどがマンパワーによります。優秀な支援活動員を育てるためには定期的な研修も欠かせません。せめて活動に関わる人件費実費、交通費の実費、事務所運営費に対する財政的支援があれば、支援活動員自らが団体の財政を心配することなく落ち着いて支援活動に取り組む環境ができるのにと思えます。</p>  |
| 31 | 自助グループへの財政的援助                                 | <p>自助グループに対しての資金援助制度を考えていただきたい。被害者遺族に対する精神的支援は一般のボランティアなどには無理な面があり、逆に支援ボランティアの言葉に傷つけられるという例も多く見られます。被害者遺族同士が助け合う自助グループという形態が、もっとも有効な支援の形であり、NPOの立ち上げなどが必要とされることは大きな負担となります。当会が本部を置く地方公共団体では補助金交付という形で資金援助をしていただける制度ができました。</p> <p>このような形で国においても、自助グループに対する資金援助の制度作りを考えていただけますようお願いいたします。行政等の要請でヒアリングや懇談などで上京するときなどの交通費について、現状は担当者の自己負担の場合が多く、支援をいただければありがたい。</p>   |
| 32 | 早期援助団体を目指すための財政的援助への強い要望<br>事業費以外の必要経費への財政的援助 | <p>社会全体に犯罪被害者支援の気運が高まるなか、地方にあっても県警が主導で結成された「犯罪被害者支援連絡協議会」の総会において、民間支援団体の必要性が決議され誕生しました。電話相談業務が主たる事務としてスタートし、当初は、財政面でも日本財団の助成をはじめ、地方公共団体など補助金等後祝儀的なものも多く、運営も順調に推移してまいりました。地方公共団体からの助成は打ち切れ、自助努力による賛助金収入などでの運営が求められています。</p> <p>平成16年の犯罪被害者等基本法に続いて翌年基本計画が策定され、民間支援団体に求められるものは高く多様化、複雑化する反面、現状のまま長期にわたって安定的に組織を維持することは、相応の努力が必要といわざるを得ないのが現状であります。中間とりまとめは、基本法22条、民間団体に対する援助の趣旨に照らしほど遠い内容で期待を裏切られました。</p>  |

| 番号 | 意見要旨   | 内 容   |
|----|--|---|
|    |  | <p>民間団体にとって国、地方公共団体との連携は協力でなくてはならないと考えます。基本法にも「相互に連携を図りながら協力しなければならない」と謳われています。早晚、早期援助団体を目指すとき、今般のとりまとめでは、被援助団体の範囲を、早期援助団体と早期援助団体の指定を目指す団体と分けて書かれています。私も後者にとって早期援助団体を目指すための財政的援助を強く要望するものであります。</p> <p>行政の対応も府県単位で異なり一律であるとは考えていません。高いところを見て論ずる気はありません。低いところを見て満足する気もありません。早期援助団体を目指す団体にとって、早期援助団体への財政的援助同様、都道府県警察補助金と都道府県における予算措置をリンクされることを切望するものであります。また、民間団体に対する国による財政的援助の在り方については、事業費を中心に検討することが適当とされているが、事業の基をなすものは、それを支える管理的経費、つまり、マンパワーであり(人件費)、ものであり(事務所経費)、情報であり、事業費以外の必要経費についても再考をお願いするところであります。</p>  |
| 33 | <p>仕事として支援に取り組み、時間をかけて被害者支援について学んでいく体制とそのため資金援助<br/>         広報啓発活動による民間の資金(企業等の資金援助)が人材確保につながっていくような動きづくり</p> | <p>私は現在、民間被害者支援団体で支援活動を行っています。自分の所属する団体の他、各地の支援団体の様子も見聞きして感じることは、とにかく人材が不足しているということです。これまで、被害者支援は電話相談を中心に行われてきました。しかし、今後は直接的支援の必要性がより高まっていきます。そうなると、必要になるのは自分の都合で出勤日を選ぶボランティアではなく、被害者の予定、刑事手続の予定等に合わせ出勤できる人間です。また、直接的支援では基本的には2名で出かけるので人数の確保も必要です。「いつでも支援に出られる支援者を多数確保する」ことが今後必要になるのに、今のボランティアに頼った支援体制ではそれは到底不可能だと思います。</p> <p>また、今後の日本の被害者支援の充実を考えると、将来的に支援活動の中心を担える人材の育成も不可欠です。コーディネーターを育成すると言っても、その際に指導者となれる人間も必要です。そのような人材を今から育てる為にも、優秀な若い人が、例え数人でも、仕事として支援に取り組み、時間をかけて被害者支援について学んでいく体制とそのため資金が絶対に必要だと考えます。もし公的な資金の投入が難しいのであれば、企業が支援に資金援助することイコール社会貢献である、という認識が広く国民に理解されるような広報啓発を行い、民間の資金が人材の確保につながっていくような動きを作って頂きたいと思います。そのためにはもちろん支援団体自身が活動実績の報告等の努力をすることも必要ですが、やはり、現状では被害者支援に対する認知度があまりにも低いと感じています。どうぞよろしく願いいたします。</p> |
| 34 | <p>自助グループへの財政的援助</p>   | <p>自助グループに対する直接的な援助はしないとの方針ですが、実情として民間支援団体がパブリックな援助を行っていることが多いと思います。また、民間支援団体もしくは、公的な支援が不十分なために、苦肉の策として自助グループを作成せざるを得ない状況になるわけで、むしろこのような自助グループに対して積極的に援助を実施し、パブリックな役割を強化していくのが、財政上、最も経費がかからず、費用対効果が高いものと考えます。</p>   |
| 35 | <p>自助グループへの財政的援助</p>   | <p>自主的に犯罪被害者支援を行う自助グループや会に対し、国からの直接財政援助をしっかりと欲しい。活動の妨げないためにも、活動を積極的に行うためにも、援助される団体を限定せず支援をして頂くことを強く要望いたします。自助グループへの国からの直接財政支援されるように、要件を可能なものとして頂きたい。自助グループは、犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を得るために必要な活動をしている事を考えれば、財政援助を保障すべきであると考えます。</p>   |
| 36 | <p>支援者による二次被害の相談を受け付け、場合によっては救済措置をとってくれる組織の併設</p>  | <p>私は現在犯罪被害者遺族として、被害者の仲間や支援者の方々と、ネットワークに所属していない犯罪被害者支援組織を立ち上げ、活動をしています。そのネットワークに所属していない支援組織を立ち上げる以前には、ネットワークに所属している支援組織の立ち上げに関わっていたのですが、その支援組織の立ち上げの課程で、私は支援者の方々より明らかに二次被害と思える言動を多数浴び、これ以上彼らと一緒にやっていくことはもう無理、という状態に追い込まれ、組織から離れることとなりました。</p> <p>その後私はそういう状況をおかしいと感じ、私と共に組織を離れることを決めた多くの支援者の方々と共に現在の支援組織を立ち上げ活動をしているのですが、私は現在でもその時二次被害を与えた支援者の方と、偶然に遭遇をしたり支援者関係の会合などで同席したりすると、身体がこわばり鳥肌が立ち、呼吸が乱れ、パニック障害に陥りそうな状況になってしまいます。</p>   |

| 番号 | 意見要旨  | 内 容   |
|----|---|---|
|    |   | <p>私は私の事を理解してくれる多くの支援者の方々に囲まれ、当時のそういう二次被害や精神的ストレスをケアし続けていただいている現状に至っていますが、でもこういう支援者による二次被害を相談したり救済措置を講じてくれる組織が県内に他にないため、理解ある支援者の方々に会っていないければ、そのまま放置され立ち上がることも出来ないまま、その後を生きていくことを余儀なくされていたのではないかと感じています。</p> <p>犯罪により被害を受け、ただでさえ傷ついている被害者が、支援者によって二次被害を受けたとしても、ネットワークなどに加盟し活動をしている組織に、何の後ろ盾もないまま、一人で立ち向かうことは、普通であればまず不可能であると思います。</p> <p>そういうことから私は、支援者による二次被害の相談を受け、場合によっては救済措置をとってくれる組織の併設も考えてほしいと思います。また現在の支援組織には自浄作用がないため、こういう風に被害者に二次被害を与え続けていても、自ら気付くことはないまま組織として活動を続けている現状も憂慮していて、支援組織を外評価出来る仕組みをつくらなければ、こういう支援者の自己満足やおごりが蔓延している組織を助長していくことに、結果としてなっているのではないかと感じます。</p> |
| 37 | <p>早期援助団体指定費用への財政的援助を求めるもの</p> <p>管理運営費用への財政的援助を求めるもの</p> | <p>1 設立支援費用<br/> 犯罪被害者等支援を全国一律で、継続的に行うためには、まず、「犯罪被害者等早期援助団体指定支援費用」の国からの直接援助が必要であると考えます。当然、犯罪被害者等早期援助団体になり、運営が順調に進めば、地方公共団体からの委託や民間からの寄附を受けて、事業運営が一定の範囲で可能になると考えますが、まずは、犯罪被害者等早期援助団体指定に向けた初期費用が重く、この項目の援助が必要です。まずは、犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けていないことで、信用が無く、民間からの寄附も集まりらない現状です。</p> <p>2 管理運営費用<br/> 犯罪被害者等基本法に掲げられた全国一律の支援を継続的に行うためには、一定の管理運営費用が必要です。土地や建物等を除く、人件費及び光熱水費等の費用については、全国ほとんど差が無く、どの団体においても、一律に費用負担が発生するものです。特に、人件費については、例えばボランティア精神があふれる人でも、一定の収入が無ければ当然活動が継続できません。</p>  |
| 38 | <p>自助グループへの財政的援助</p>                                      | <p>私達のように被害者支援、広報・啓発活動を自主的に行う自助グループに対して、国からの直接の財政支援をお願いしたい。理由としては、月1回の定例会を中心に活動しているが、県には民間の支援団体がいまだに無く、定例会場費、連絡発送費等の雑費他も会員個人負担になっている。また、民間の支援団体が無い為、県内での講演、イベント、研修等は無く、県外での研修、講演を受けるにも自己負担で受けなければならない。</p> <p>また、県内の犯罪被害者がパネルを作成し展示するほか、各地域の市民活動展、講演、イベント等で展示物を作成し展示しているが、その作製費、交通費も自己負担である。パネルは、当初、県で推進している県民運動で作製していただきましたが、支援団体が出来ると支援を受けられなくなる可能性は大です。先日、県の被害者担当部局に問い合わせたところ、財政的支援は無理との回答があり、今後パネルや他の市民活動展などの参加も難しくなると思う。そのため、自主的に活動している自助グループには、財政支援をお願いしたいと切に願います。</p>  |
| 39 | <p>行政から民間団体への委託事業として位置づけてほしい</p>                          | <p>私は犯罪被害者支援センターでボランティアの電話相談及び被害者支援員をしています。被害者の方々と向き合い常日頃感じたことを述べたいと思います。何の罪もない人々が、ある日突然犯罪に巻き込まれ、それまでのごく普通の生活が失われてしまいます。元の生活には容易に戻れません。いや決して戻ることは出来ないといっても過言ではありません。</p> <p>加害者は国選の弁護士がつき、法の元に罰を課せられ罪を償えば社会復帰できます。いわば加害者が罪を犯した後(それが情状酌量の余地がなくても)税金で社会復帰までの道筋が保障されるわけです。しかし被害者にはそれが認められていないのです。示談金が示されても法律の素人である被害者は自費で弁護士に相談しなければなりません。また、被害者の心理的なダメージは一生背負っていかねばなりません。何年もたってから精神科に掛からなければならなかった被害者の方もいます。もちろんその医療費は自費です。精神的にも経済的にも大変な負担です。特に若年者であれば尚更です。彼たち彼女たちは、ごく当たり前の幸せから見放されてしまうのです。それは被害者本人のみならず家族にも暗い影を落としています。</p>  |

| 番号 | 意見要旨   | 内 容   |
|----|--|---|
|    |  | <p>「罪を憎んで人を憎まず」という言葉がありますが、それは被害者が国に守られて、初めて言えるのではないのでしょうか。被害者が、被害に遭う前の状態に一日でも早く戻れるようにするためにも、是非弁護士費用と一生続く可能性のある精神的な治療費の補助をご一考ください。またわれわれ支援員もボランティアとしてこのような重大な問題に直面しなくてはならないのが現状です。被害者の方と本気で向き合うと、転移現象が起こることもあります。被害者支援は誰でも出来ることではありません。二次被害を招かないためにも、支援員の更なる充実と資質の向上が欠かせません。そしてこれは経験を積みながら、時には落ち込み、時には感動しながらも日々精進し息の長い支援をしていく以外ないと思っています。</p> <p>被害者支援は本来行政が責任を持って行うべき事案だと考えます。高度な専門性も要求されます。行政ですべてを網羅できないのであればせめて民間団体への委託事業として位置づけられないでしょうか？是非ご検討ください。</p>   |
| 40 | 民間団体への公的な財政的援助   | <p>私は、直接的支援の必要性の高まる中、法廷付き添い等の支援に携わりたく、ボランティア活動支援員(以下、「支援員」と称す)として被害者サポートセンター(以下、「センター」と称す)の一員に加わりました。既に、早期援助団体の指定を受ける必要性が語られている時期でした。ここ数年、当センターでは体制強化の具体的取り組みが積極的に進められています。我々支援員は、その成果を確かめながらも、それでも厚く立ちはだかる財源確保の壁に希望を見い出せず、「歯がゆい思い」の中での日々を余儀なくされております。当センターは、今年3月、多くの方々をお迎えしての記念式典を執り行いました。各人の中で、早期援助団体の指定を受けることを強く確認する行事となりました。</p> <p>その高まりの中、設立当初からの支援員の一人が静かにセンターを離れました。どれ程の達成感の中での幕引きだったことでしょうか。私が在籍している間、種々の理由ではありますが、7名の支援員が志半ばに辞めて行きました。一方この間には、被害者支援都民センターでの「直接的支援セミナー」に参加し、修了書を手にした8名の直接的支援員が養成されています。これだけのスタッフが揃っているのなら、民間団体ならではの自主的な活動も可能では、との思いも過ぎります。しかしながら、全国被害者支援ネットワークに所属し、早期援助団体の指定を目指す当センターには縛りがあり、独自の活動には繋げられません。</p> <p>支援員には、モチベーション維持の為に希望に繋がる展望が必要です。一刻も早い公的財政支援が望まれます。併せて、専門家としての公的資格を持たないまでも、必要な研修を積んだ有能なボランティア支援員には、然るべき道筋が示されるよう希望します。</p>  |
| 41 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県警察費補助金の活用の義務化</li> <li>・新たな地方財政措置</li> <li>・人件費への助成</li> </ul> | <p>私が、被害者支援に関わってから、現在までの間、世の中での被害者支援に対する関心は大きく変わってきた。基本法が制定され、国においては基本計画による施策が進められ、さらには被害者の立場に立った司法制度の改正など確実に前進しているが、民間団体では財政問題の解決が喫緊の課題であり、「中間取りまとめ」に対し次のように要望する。</p> <p><u>財源について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財源の基本となる賛助会員会費・寄付等の収入については、努力しているものの現在の経済的な不況の中で、継続も困難で新規加入はなかなか進まないのが現状である。</li> <li>・地方公共団体からの補助金等について、センターの活動が活性化し財政基盤が安定するまで3か年間の期限付きで県から補助金を受け取ることができた。また、県と同額で市町村からも補助金により直接的支援の充実、人材の確保、積極的な広報啓発事業にも取り組むことができた。期限が過ぎ今年度から毎年度減額され、各種事業への影響が必至である。</li> <li>・都道府県警察補助金の活用については、国から都道府県に対し補助が確実に実行されるように、施策の実施など義務化できるような方法をとられたい。</li> <li>・都道府県においては犯罪被害者支援事業の必要性についての理解はあっても、地方財政の悪化の現状では新規の事業拡大は困難であり、新たな地方財政措置等の措置が実行されるようにして欲しい。</li> </ul> <p><u>人材について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者支援は、ニーズが多様で長期に亘る場合が多く、非常に高い知識と根気のいる仕事であり、優れた人材なくして確実な支援には繋がらない。しかしながら、その待遇といえ多くがボランティアであり、また非常勤職員や常勤職員であっても格安の給料で働いているのが現状である。確実な待遇ができて初めて働く人の意欲になり上質の支援に繋がるものであり、待遇の改善が図られてしかるべきだと思う。</li> <li>・優秀な人材を確保するためには人件費の確保が必須であるが、民間団体の努力だけでは困難である。国において人件費の部分にも助成が叶うような方策を検討してほしい。</li> </ul> |

| 番号 | 意見要旨  | 内 容  |
|----|---|--|
| 42 | 支援に必要な人材の確保、専門的人員の配置、人材育成等が必要な急務、財政的援助の構築が不可欠   | <p>私は犯罪被害者支援センターで直接支援活動に携わっています。支援する犯罪被害の内容は多様であり、被害者の精神的、心理的、身体的、司法面等々、被害が深刻で不安な状況をゆっくり傾聴し、支援にあたりますが、被害者が平穩に回復するには長期間を要します。被害者は社会からの孤独を強いられ、生活環境面、経済的困難に直面しても、被害者に対する援助は極めて乏しい現状にあります。</p> <p>民間団体が、自主的な活動の支援を促進するためには、国、地方公共団体の援助が重要ですが、全国の支援サービスには地方格差がある現実において、地方公共団体は施策の策定に取組み、民間団体に対する財政的援助を早期に実現できるよう措置を講じていただきたい。</p> <p>「基本法」の制定から3年、施策実施の重要性を啓発活動により周知、犯罪被害者誰もが支援を受けられるよう、被害者の支援活動を進めていく支援現場においては、支援に必要な人材の確保、専門的人員の配置、人材育成等が必要急務であり、それには財政的な支援の構築が不可欠であります。検討会に提出された意見を踏まえ、議論を深められこの内容が早期に実現できるよう強く求めます。</p>  |
| 43 | R・S・Cの活動の正確な報告と継続的な診療サポート活動に対する公的支援の欠落の問題を指摘してほしい   | <p>中間取りまとめにおいては、その8ページにおいて、「現在わが国の民間団体が犯罪被害者等に直接支援サービスを提供する活動のうち、ある程度取り組みが進んでいる」ものは、電話・面接相談・カウンセリング・関係機関等の紹介及び情報提供等が中心となっているとし、アウトリーチ活動の不十分性のみを問題点として指摘している。</p> <p>しかしながら、NPO法人リカバリー・サポート・センター(以下R・S・C)は松本・地下鉄サリン事件が起きた翌年(1996年)から被害者の後遺症ケアを行ってきている。事件より12年～13年が経った今でも多くの被害者は不治の後遺症に悩まされており、その為毎年秋に無料検診を行い、通年で眼科検査支援やカウンセリングを行っている。このことは、今日までしばしば報道されてきており、犯罪被害者に対する、唯一の中長期的・継続的な民間による診療活動として公知の事実である。最終報告には、R・S・Cの活動につき、正確な報告が追加されるように求めたい。</p> <p>これらの検診・検査は民間の医師や看護師とR・S・Cのボランティアが一体となり、事件発生時より継続して被害者を支えてきた。しかし化学物質を浴びた被害者の心身の状態は改善されず、事件から12～13年経た今でも体調の悪化を訴える人々も少なくない。このことは、犯罪被害者をケアする早期援助団体とは異なる中期的ケアが必要不可欠になっていることを示している。最終報告には、アウトリーチ活動以外にも、このような継続的診療サポート活動に対する公的支援がわが国では欠落していることの問題性について、明確に言及されることを強く希望する。</p> <p>犯罪被害者への直接の経済支援だけでは被害者の心は満たされない。このことを国も診療機関も、民間団体も共に真摯に考えて、犯罪被害者支援の基礎にすえなければならない。被害者への途切れのない支援サービスの提供と、きめ細かな民間ボランティア団体への援助・支援を国が今後さらに推し進めていくことなくして、犯罪被害者援助の真の充実はあり得ない。検討会が以上のことを踏まえ、中間報告を抜本的に見直すことを強く要望する。</p> |
| 44 | 全国ネット加盟団体への援助を考えるに当たり、必ず加盟団体への監督体制を全国ネット自らがきちんとつくるべきであり、そこに被害者の声を代弁できるあすの会メンバー等に入ってもらうよう、工夫がされるべき | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪被害者支援における民間団体による支援の必要性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者支援は警察、司法だけの取組でなく、教育、福祉も含めた総合的施策であり、行政だけでできるものでなく、民間のきめ細やかな継続的な地域での支援は必要不可欠である。</li> <li>・事件直後からの早期支援が行われることは被害による傷つきの度合いを軽減する効果がある。また、事件から数年経過して警察、司法の手続が終わった後も被害からの完全な回復はあり得ず、地域において継続的な支援を必要としている被害者は多く、民間組織による長期的支援の視点も必要である。</li> </ul> </li> <li>2 民間組織の運営基盤の脆弱さ <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察がいち早く被害者支援に取り組んだのに比べ、民間団体による支援は立ち後れており、ある意味で警察の後を追いかけて各県に一つずつ民間組織を立ち上げつつあるのが現状であり、当然に警察のバックアップにより組織作りをしている組織が多いと推察される。しかし、組織を立ち上げても運営を継続的に行うには、人的(支援員)、物的(事務所)、経済的(経費負担)に基盤を強化するだけの余裕はなく、ごく一部の組織を除いて運営基盤は脆弱といわざるを得ない。</li> </ul> </li> </ol>  |

| 番号 | 意見要旨 | 内 容   |
|----|------|---|
|    |      | <p>3 民間組織立ち上げの経緯と警察との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間組織の立ち上げに警察が協力しているところが多いことは初期の段階ではやむを得ないことであり、設立当初のメンバーが精神科医、弁護士、臨床心理士などの専門家を主とすることもやむを得ないであろう。しかし、被害者支援を理解する専門家は意外に少なく、名前だけ民間支援組織につらねるならまだしも、大きな組織構成とするために加害者側弁護士が多数被害者支援組織に名前を連ねることは被害者に不信感を与えかねない。被害者が運営に関与する団体はごくわずかである。当該県内の被害者とのつながりを持っていない組織、あるいは当該県内の被害者と信頼関係を築けない組織すらある。</li> <li>・警察とは連携しても、被害者とは連携しない民間組織は、支援者による独善的組織運営がなされる懸念があり、支援組織による二次被害発生の危険すらある。仮に支援組織による二次被害が生じて、県内に支援センターは1箇所しかなく、しかも、警察と密接に結びついているとなると、二次被害についての申告、相談を行う機関さえないことになる。また、被害者の中には、警察など捜査機関への不信を強く抱く方もあり、こうした人たちは警察と密接な関係にある民間支援組織には相談しづらい。</li> <li>・被害者が組織運営に関与する第二組織の必要性がここにある。いまは被害当事者の力が乏しくても、きちんとした支援を受けた当事者は必ず新たな支援者となり、組織運営にも大きな力を発揮することになることは、愛知の緒あしず兵庫の六甲友の会や岡山のサポートファミリーズで実証済みである。</li> </ul> <p>4 全国被害者支援ネットワーク(全国ネット)の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国ネットは、早期援助指定団体もしくはそれを目指す民間支援組織の緩やかな連合体と位置づけられ、警察から早い段階で情報を入手し、早期の介入的支援に入る必要性は大きく、それにふさわしい人的、物的、経済的基盤の備わった組織が早期援助指定団体であることも当然のことである。しかし、現実には、ごく一部の組織を除いて、真に被害者が求めている被害者支援を行っている組織がどれだけあるだろうか。</li> <li>電話相談だけの組織も未だ多く、直接支援を行ったり、自助グループとつながっている組織はまだ少ない。つまり、端的に言えば当該県内の被害者ときちんとつながりを持っている全国ネットの加盟組織はどれだけあるのだろうかということである。</li> <li>支援者の自己満足のための組織であれば、それは単なるボランティア団体にすぎず、被害者支援組織ではない。被害者から見える実情として、近くに全国ネット加盟組織があっても、被害者は東京や大阪の被害者団体を頼りにして遠方からでも訪ねているのではないかと感じられるのである。そうした被害者側からの実態をきちんと見据えないまま、早期援助団体を目指すというだけで、安易に全国ネット加盟組織への経済的援助に重点を置くことは、被害者に還元されない支援者だけの利益につながりかねない(たとえば勉強のための研修費の助成を受けたり、電話相談のための交通費、日当の援助をうけたりなど)助成に墮する危険がある。</li> <li>逆に被害者団体や自助グループにおいては、会員相互の裁判傍聴支援を行ったり、経験者からの的確な情報提供を相互に行っているのであり、こうした相互支援、仲間支援は「支援」としてきちんと評価されるべきである。しかし、こうした相互支援、仲間支援は見落とされがちである。つまり、被害者は「支援を受ける側」に過ぎず「支援を行う者」として位置づけられていない現状がある。被害者こそが最も被害者のおかれた現状を理解し、同じ立場に置かれた被害者に的確な支援を行うことができる側面があることをきちんと評価すべきと考える。こうした「当事者による支援」は民間団体への援助からは除外されがちであり、きちんと当事者が主張しない限り、いつまでも被害者は支援を受ける受け身の立場に置かれることになる。</li> <li>・全国ネットも最近ようやく自助グループの必要性と意義について考えるようになってきているが、支援者が声をかけて作られた形だけのグループもあり、相互支援も主体的にできるようなグループができていくことが望まれる。</li> <li>・全国ネット加盟組織への援助を考えるにあたっては、必ず加盟組織に対する監督体制を全国ネット自らがきちんと作るべきであり、そこには被害者の声を代弁できる全国犯罪被害者の会(あすの会)メンバーなどに入ってもらうよう、工夫がされるべきである。</li> </ul> <p>5 民間組織に対する援助のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のような現状を踏まえると、民間団体への援助に関して、全国ネット加盟団体だけに重きをおいた援助には不安がある。被害者がきちんと運営に関与するか、二次被害防止の点を含めた監督、評価を被害者側からきちんと行えるようなシステム作りなしに、一面的な援助が行われることには不安が大きい。</li> <li>・内閣府の有識者ヒアリングで土師守氏が引用した中井久夫氏の意見書が全てを語っていると考える。</li> </ul> |

| 番号 | 意見要旨  | 内 容   |
|----|---|---|
| 45 | 自助グループへの財政的援助   | <p>当会のような被害者支援を自主的に行う自助グループの活動に対して、国からの直接的財政的援助を本筋とするような内容にしていただきたい。</p> <p>「中間取りまとめ」では、国による財政的援助は、一定の体制がとられている団体に対し「事業費を中心に検討することが適当」とされている。しかし、被援助団体として区分された「自助グループ」については、「難しいと考えられる」(第2の2の(5))と、その資格要件が殊更厳しいかのような記述になっている。検討会での発言にもあるように、資格要件としては、実際に活動が継続して行われていることなど緩やかに定め、民間の団体を通すことが原則と強調するのではなく、直接的財政的援助の道の本筋とするような内容にしていただきたい。直接的財政的援助を求める理由はある。当会は、警察の支援を受けて発足し、交通安全協会から運営の補助を受けている。当会が発足当初からこだわったことの一つは、財政的援助を受けながらも、その運営と活動はあくまで自主的に行うという保障である。犯罪被害当事者の集まりであり、例えば、捜査に関わって警察との緊張関係を持つ当事者も少なくないという事情が大きいからである。</p> <p>当会は、当事者同士の貴重な被害者支援と当事者としての被害者問題解決のための活動、そして交通安全運動推進に寄与する体験講話など、公益性をもった活動を積み上げている。しかし、前二者の活動は本来的に安協が財政的援助をすべきものではなく、将来も支援が受けられるのかという不安を抱えており、直接的援助を国や道に要望しているところである。</p> <p>自助グループや当事者組織が公的な財政的援助を受けて被害者支援を行うことは、受け手の被害者等に適切な支援を提供できると同時に、支援する側の被害者や遺族にとっても貴重な社会参加の機会となり、それが自身の回復にもつながるのである。犯罪被害者等基本法第3条の精神、「(犯罪被害者等の)尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」(第3条)を具体化するためにも、自助グループや当事者組織を育てていくという観点で財政的援助を保障していただきたい。</p> |
| 46 | 民間団体への公的な財政援助   | <p>事件直後からの支援の充実が重要であるため、それをコーディネートできる民間支援団体が必要であるが、現在、人材・資金面とも不十分である。他団体との人事交流や公的資金援助等で、支援団体のレベルアップを図るべき。</p>   |
| 47 | 実際に支援が十分に行われているかどうかの判断として被害者からの苦情や不服にどのように対応するかの項目は必要 | <p>「民間団体への援助」に、全国的傘団体への援助の項目がありますが、この全国的傘団体というのがどこを指しているのか固有名詞で明示していないと、国による財政的援助がどのように使われているのか確認できないのではないのでしょうか。</p> <p>「民間団体への援助」と「支援のための連携」の中で、実際に支援が十分おこなわれているかどうかの判断になる被害者等の苦情や不服にどのように対応するのか、そのような項目は必要だと思います。研修や教育で被害者支援の必要性を知るのも良いですが、具体的な被害者の苦情や支援者の失敗例から学ぶことは大事だと思います。</p>  |
| 48 | 事業に伴う人件費への財政的援助<br>早期援助団体を目指す団体の直接支援に要する経費の財政的援助      | <p>私は、被害者支援センターで活動しています。基本的には全国被害者支援ネットワークの意見と同じですのでこれを援用します。</p> <p>当センターでは、2008年度中に早期援助団体としての指定を受けることを目指し、既に早期援助団体となっている他の支援センターの諸規定をモデルに諸規定を整備しておりますが、モデルにしている当該センターの「就業規定」だけは、とても参考になりません。なぜなら当該センターでは職員等の初任給は現業職員給料表を準用することになっておりますが、私のセンターの平成19年度予算中、会費収入だけでは家賃、共益費等、事務局長手当、常勤職員の給与負担金を賄うのが精一杯だからです。</p> <p>そこで、早期援助団体を目指す団体にも、危機介入・付添・自助グループ支援の活動に対する援助を、全ての財政的援助の中に、事業遂行事務に対する人件費を含めることを強く要望します。</p>  |

| 番号 | 意見要旨   | 内 容   |
|----|--|---|
| 49 | 核となる専従スタッフと運営資金、行動する支援活動員と事業資金への財政的援助              | <p>「民間団体への援助に関する検討会」中間とりまとめの中で、私たち民間被害者支援センターがこれまでの実績に基づく活動を評価され、今後とも他機関との連携を取りつつ被害回復への支援活動に大きく期待が寄せられていることに感慨深い思いです。</p> <p>今後求められるきめ細かく柔軟でかつ迅速、そして継続的支援をボランティア精神と正義感に求められても限界があります。信頼できる支援の提供には、欧米のように「核となる専従のスタッフと運営資金」、及び「行動する支援活動員と事業資金」が不可欠です。それら恒常的財源と人材とが整わなければ、先に進まないと思われま。国、地方自治体が、そして社会が私たちの活動を理解し、財政的支援システムの構築(人材養成、物資、事業にわたって幅広く使用可能な)を強く求めるものです。</p>  |
| 50 | 核となる専従スタッフと運営資金及びそれとともに行動するボランティアと事業資金への財政的援助      | <p>地方の被害者支援センターで活動する中で痛切に感じることは「被害者支援には人の力が必要であり、支援に携わる人のあり方よるところが大きい。」ということです。支援に直接携わる人や、直接には携わらないけれども、会員として又寄付者として支援活動を支えてくださる多くの人の「思い」に支えていただいていることを、ことある毎に感じさせられています。その幾多の支える「思い」後押しをうけての被害者支援であり、事業であると思えます。</p> <p>しかしながら現実には施設、人員、経済面に限りがあり、本当に「被害者等に必要で十分な、全国でどこ地域でも等質な支援」が提供できる状態には至っておらず、無力感に焦慮する日々です。中間取りまとめ案では私たち民間被害者支援センターがこれまで行ってきた活動について評価され、今後もその期待の質、範囲が深く広くなっていくことに強い使命感、責任と義務とを認識しています。</p> <p>反面その支援事業を企画、展開していくには、人員も財源も多くのセンターが非常に厳しい現状にあると思えます。私たち民間被害者支援団体は、いつ誰の身に起こるとも知れない、理不尽な犯罪の被害を受けて苦しみを抱える被害者とともにある市民として、ボランティア精神により、活動をしてきました。この精神を堅持し続け、実効性ある支援活動の継続を可能にするためにはやはり、「欧米のように核となる専従スタッフと運営資金」「それとともに活動するボランティアと事業資金」という、人材と資金の基盤が整えられることが必要となります。そのための財政的支援システムの構築を強く求めます。</p> |
| 51 | 民間団体に対する財政的援助                                      | <p>私は地方の犯罪被害者支援センターで相談員をしています。犯罪被害にあわれた方の支援といっても様々で、事件、被害の状況、家族構成により支援の対応は違ってきます。回復に向けて長い期間を要する場合もあり、また、解決方法が見当たらない場合も少なくありません。そういった中、被害者の方が少しでも心の負担が軽くなればと願い接しています。そして、少しでも早く被害者やその家族と接することができればと、いつもながら感じます。</p> <p>そのための早期援助団体を目指すには、私たち相談員の資質向上に向け研修や自己研鑽は欠かせません。それには、国・地方公共団体との連携や財政面での援助が必要不可欠です。民間団体の活動を充実するためには関係機関におかれましては今後とも被害者支援にむけサポート体制をお願いできればと思えます。</p>   |
| 52 | 事務所・事務局員・設備等の充実のための資金援助、国の政策としての公的な財政的援助をシステム化すること | <p>被害者支援員として活動している者です。支援活動をしていく中で、日々感じるのは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員の確保</li> <li>・ 相談員の育成と研修</li> <li>・ 調査、事例研究</li> <li>・ 広報、啓発活動等</li> </ul> <p>の必要性です。日々、至る所で発生する犯罪被害に適確に対処していくには、支援員として必要な資質、知識や技術を持ち合わせた人員を多数確保することが重要だと思われま。そのためには、全国一貫した研修プログラムの作成が不可欠です。しかし、それに伴う調査、事例研究等の充実、他機関との連携や情報交換などを可能にするネットワークの整備など様々な問題が浮上して来るかと思われま。それらを解決するための制度、システム作りが行われることを望みます。</p> <p>また、事務局の整備も深刻な問題です。事務所や、事務局員、設備等の充実は、すなわち支援の充実につながります。しかし、そのためには沢山の資金が必要です。それも、長期的で恒常的である必要があります。ボランティアや民間財団、個人からの支援だけの現状では限界があります。国民すべてに被害者になりうる可能性はあります。国の政策として公的な財政支援をシステム化して欲しいと思えます。</p>  |

| 番号 | 意見要旨   | 内 容   |
|----|--|---|
| 53 | 専従職員確保のための公的な財政援助                                    | <p>ボランティアスタッフとして被害者支援を始めた者です。「犯罪被害者等基本法」の成立を受け、私たちの活動もネットワークを通じて寄り適切に被害者に寄り添う支援が求められているように思います。被害者のニーズをキャッチし、二次被害に細心の注意を払いながら、被害回復のためのサポートをするには、チームの核となる専従職員が必要と思います。専従職員確保のために、公的財政支援を望みます</p>   |
| 54 | 民間団体に対する財政的援助  | <p>県犯罪被害者支援連絡協議会が母体となり、かねてより計画が進められていた民間被害者支援団体がおくればせながら設立されました。当センターは、他県の先進センターに比べると、今のところ電話相談のみで、今年は、面接相談、自助グループの立ち上げ支援をする予定で活動しています。</p> <p>まだまだ、「全国、どこにいても、途切れることのない平等な支援」がなされていないのが自分の県の現状かと思います。民間の援助団体の設立が遅かったのも、おとなしく、我慢強い県民性に関係のあるような気もします。おとなしく、我慢強く、主張がないから支援を必要としないのでは、と思われるかもしれませんが、ただ、堪え忍ぶだけで、周りからの精神的孤立を避けるためにも、こちらからの早期の直接的支援、継続的支援を二次被害を与えないように適切に行っていかなければならないことを切々と感じています。</p> <p>まだまだ亀のごとくにゆっくりな当支援センターの活動かもしれませんが、今後求められる民間の支援センターの責任と義務は強く認識しているところです。反面、その支援事業を企画、展開していくには、人的、財源的にも非常に厳しい現状にあるといわざるをえません。当センターでは現在、電話相談員はもちろんのこと、事務局スタッフも全員がボランティアで活動しております。今後は当センターの活動実績をあげ、国や当県の自治体にも評価していただき、被害者支援ネットワークの仲間として被害者の権利回復の向上を目指す活動を続けていくつもりですが、そのためにも是非、真摯に対応していただきたく、当センターの事務局長として、また、被害者の一人としてお願いいたします。</p>  |
| 55 | (傘団体が加盟団体に直接資金を提供できるのが理想だが)現状では、研修・認定の事業費を拡充することが必要。 | <p>「民間団体への援助に関する検討会」中間取りまとめについての意見全国的な傘団体の役割として、個々の団体に対する研修や情報提供を行うものがあげられている。実際、全国すべての地域で同レベルの支援を達成するためには、傘団体が全国统一研修カリキュラムを策定し、研修や認定を行うことが重要であり、そのための事業に対する財政的援助の必要性が記載されている。しかし、現実的な問題として、各地方の民間支援団体(以下地方団体)は、設立にあたっては、傘団体による情報・研修・理念的な支援は得るものの、弁護士や臨床心理士などの人的資源・経済的な資源は各地方団体が独自に得ており、独立性が高いのが現状である。そのため、傘団体がトップダウンで共通カリキュラムや資格認定を浸透させることは容易ではない(いわゆる、「金も出さずに口だけ出すな」である)。</p> <p>ニュージーランドにおいては、VictimAct成立後、全国が独立したボトムアップの組織を、全国共通の理念と研修、情報共有によるトップダウンの組織に変革している。しかし、そのためには、各団体に対する慎重な意見聴取、傘団体が資金受け入れ団体となって、各地方団体の予算の半分(地域によって異なるかもしれない)を提供するなど、全国の支援の質や研修の共通化を行うために、多くの努力と実質的な支援が行われており、単純に共通カリキュラムを提言すれば、全国の均一化が図られるわけではない。そこで、傘団体自体が民間を含めた資金受け入れ団体として機能するような工夫が必要である。</p> <p>また、研修に関する費用は、共通カリキュラムに準じて行われる場合には講師料等を傘団体が提供するような形となれば、各地方団体はカリキュラムを積極的に受け入れる可能性が高まる。また、DVDなどの視聴覚教材やインターネットを利用した遠隔教育など充実した研修支援体制をとれるようにすることで、共通テキスト・カリキュラム以外を選択するメリットを少なくすることが可能である。以上、傘団体が各地方団体に直接に資金提供ができることが理想であるが、現状では、研修・認定のための事業費を拡大することが、共通カリキュラムの各地方団体への浸透を深める適切かつ必要な方法ではないかと考える。</p> |

| 番号 | 意見要旨           | 内 容   |
|----|----------------|---|
| 56 | 人件費・交通費への財政的援助 | <p>私は、現在被害者支援センターの中で活動しています。私はボランティアとして採用されたわけではありません。活動していて思うことは「人を支援するという」ことの難しさ、しんどさを痛感いたします。センターのボランティアと連携を取りながらセンターの事業を促進するため専従職員として日々努力しています。でも、県の一時間の最低賃金で勤務し、休日出勤・長時間の残業にも無償で勤務することを余儀なくされている現状を経験していると、「犯罪被害者の支援」という人的支援を陰で支える事務局スタッフがこれでは、真の被害者支援は無償のボランティアだけでは無理であろうと思料します。このような状態が長時間継続して続けば、有能な事務スタッフは途中で退職し、その結果事務は滞り混乱に陥るのは目に見えています。</p> <p>また、せっかく築き上げたノウハウや他機関関係者等との関係が気泡に消え、マイナスの業務だけが残っていくのではないのでしょうか。その結果無償ボランティアが支える犯罪被害者の家族、遺族の方々に対して、ニーズにあった支援活動が望めないのではないのでしょうか。民間の支援は人が人をサポートすることでその活動が成り立っています。人が動けば経済的基盤は必要なのです。こういう私たちのために、公的財政支援を望みます。具体的には、人件費を公的財政支援の補助金等の対象にしていただきたい。又、無償で支援活動をするボランティアに対して、保護司のように実費弁償費として交通費だけでも公的財政から支出していただきたい。その結果、質の高い支援が提供できると確信しています。</p> |